

# 山梨県公報

号外第四十号

平成十七年

七月二十九日

金 曜 日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 石 澤 道 夫

選 挙 所	氏 名	住 所	職 務 代 理 者
笛吹市石和町広瀬七一九番地三	土屋 一 圭	甲府市城東一丁目五番二号	齋 藤 晴 男

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十四号

平成十七年八月七日執行の山梨県議会議員補欠選挙塩山市選挙区において、候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所は、次のとおりである。  
平成十七年七月二十九日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 石 澤 道 夫

届 出 事 項 等	受 付 場 所
選挙事務所設置(異動)届 出納責任者選任(異動)届 選挙運動事務員等の届 選挙運動の公費負担の届 選挙運動に関する収支報告書	山梨県選挙管理委員会 峡東地方事務局

## 選挙管理委員会

- 山梨県議会議員補欠選挙の執行……………
- 山梨県議会議員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者……………
- 山梨県議会議員補欠選挙において候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所……………
- 山梨県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時……………
- 山梨県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日……………
- 山梨県議会議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………
- 山梨県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を行う場所……………
- 山梨県議会議員補欠選挙における選挙立会人を定めるくじを行うべき場所……………
- 及び日時……………

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項第五号の規定により山梨県議会議員補欠選挙を次のとおり執行する。  
平成十七年七月二十九日

山梨県選挙管理委員会

- 一 選挙の期日 委員 長 石 澤 道 夫  
平成十七年八月七日
- 二 選挙すべき議員の数 塩山市選挙区 一人

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十三号

平成十七年八月七日執行の山梨県議会議員補欠選挙塩山市選挙区における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。  
平成十七年七月二十九日

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十五号

平成十七年八月七日執行の山梨県議会議員補欠選挙塩山市選挙区における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。  
平成十七年七月二十九日

山梨県選挙管理委員会

- 一 場 所 塩山市上塩後一三三九番地の一  
委員 長 石 澤 道 夫  
東山梨合同庁舎
- 二 日 時 平成十七年八月八日 午前十時三十分

### 山梨県選挙管理委員会告示第三十六号

平成十七年八月七日執行の山梨県議会議員補欠選挙塩山市選挙区における公職選挙法

(昭和二十五年法律第百号)第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。  
平成十七年七月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

ポスターを掲示することができる日 平成十七年七月二十九日

山梨県選挙管理委員会告示第二十七号

平成十七年八月七日執行の山梨県議会議員補欠選挙塩山市選挙区における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条第一項の規定による候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。  
平成十七年七月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

制限額 五百六十六万四千二百円

山梨県議会議員補欠選挙塩山市選挙区選挙長告示第一号

平成十七年八月七日執行の山梨県議会議員補欠選挙塩山市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。  
平成十七年七月二十九日

山梨県議会議員補欠選挙塩山市選挙区

選挙長 土屋圭

塩山市上塩後一三三九番地の一 東山梨合同庁舎

山梨県議会議員補欠選挙塩山市選挙区選挙長告示第二号

平成十七年八月七日執行の山梨県議会議員補欠選挙塩山市選挙区において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。  
平成十七年七月二十九日

山梨県議会議員補欠選挙塩山市選挙区

選挙長 土屋圭

一 場所 塩山市上塩後一三三九番地の一

東山梨合同庁舎

二 日時 平成十七年八月四日 午後五時十五分